

29教総情要第94号の3  
平成30年3月30日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・  
東京「君が代」裁判原告団 殿

東京都教育庁総務部教育情報課長  
矢野克典

質問書に対する回答について

貴団体から平成30年3月12日付けで提出された質問書につきまして、別紙のとおり  
回答いたします。

- 1 ① 必要な対応とは具体的に何か。  
② 謝罪と再発防止策の策定はしないということか。  
③ 最高裁判決を踏まえた「適切に対処」とは具体的に何か。
- 2 ① まさに「個別の事案」の当事者及び当事者が所属する原告団に「お答えできない」のは何故か。
- 3 ① 「裁判所の判決」だから「公表」できないと読み取れるが、そのような理解で良いか。  
② 「裁判所の判決」だからこそ「公表」すべきと考えるが、「裁判所の判決」だから「公表」できないとする理由を述べよ。  
③ (1) 回答中の「決定した基準」とは何か、具体的に明らかにされたい。  
(2) その「基準」なるものの法的根拠を明らかにされたい。
- 4 ① まさに「個別の事案」の当事者が所属する原告団に「お答えできない」のは何故か。  
② 必要な対応とは具体的に何か。  
③ 最高裁判決を踏まえた「適切に対処」とは具体的に何か。
- 5 ① 当該人事部管理主事の発言の有無について答えていないが、そのような発言があったと理解して良いか。  
② 仮にあったとして不適切な発言であると考えているのか。  
③ 関連して、上記答弁書一の3の回答において「事情聴取において、人権侵害に当たる発言は行っていません」と回答しているが、回答の根拠を明らかにされたい。  
④ 事情聴取対象者のメモを何故認めないのか。その法的根拠を明らかにされたい。

(回答：上記について)

本件「質問書」記載の平成29年11月27日付け及び平成30年2月7日付けの「回答」は、都教育委員会が必要と判断した範囲で皆様の要請にお答えしたものです。

要請等については、引き続き教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、必要に応じて回答をいたします。

(所管：人事部職員課)